

## ◆ 別表 A 収支相償について



公益目的事業会計に収益事業等からの利益額の50%を繰り入れる場合には別表A(1)を、50%を超えて繰り入れる場合には別表A(2)を使用し計算します。50%繰入れと50%超繰入れの違いは、次のとおりです。

### ① 50%繰入れ

第一段階の収支相償を満たした各公益目的事業に直接関連する費用と収益に加え、公益目的事業の会計に属するその他の費用と収益で各事業に直接関連付けられない費用と収益、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益の50%を加算して収支を比較します。

収支相償対照表  
(収益事業等からの利益の繰入れが50%の場合)

費 用	収 入
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益に係る特定費用準備資金積立て額	公益に係る特定費用準備資金取崩し額
	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の50%)

収入超過の場合には  
公益目的保有財産の取得支出や資産取得資金への繰入れ、  
翌事業年度の事業拡大等による同額程度の損失とする等  
剰余金の扱いを説明



剰余金が生じる場合には、公益目的事業のための資産の取得や翌年度の事業費に充てるなど、公益のために使用することになります。

② 50%超繰入れ

公益目的事業のために法人において収益事業等の利益額の 50%を超えて繰入れの必要があると判断する場合には、公益目的事業に関するすべての資金の出入りとその見通しを足し合わせて収支を比較します。

具体的には、まず、事業費以外の資金需要として資産の取得又は改良(資本的支出)があることから、当期の公益目的保有財産に係る取得支出とその売却収入、及び将来の公益目的保有財産の取得又は改良に充てるための資産取得資金(認定法施行規則 § 22Ⅲ③)への積立て額と取崩し額を、公益目的事業が属する会計の費用、収益にそれぞれ加えます。その際、公益目的事業費に含まれる公益目的保有財産に係る減価償却費は、財産の取得支出や資産取得資金の積立て額と機能が重複することから、控除します。

次に、特定費用準備資金への積立て額と取崩し額を加えます。ただし、この資産取得資金と特定費用準備資金は将来の事業のための資金ですから、計画性をもって積立てと取崩しを行ってもらうため、収支相償の計算上は、今後積み立てなければならない見込み金額を積み立てる年数で除した額を限度として、積立て額を算入します。

収支相償対照表  
(収益事業等からの利益の繰入れが50%超の場合)

費 用	収 入
公益目的事業に係る経常費用 (減価償却費を除く)	公益目的事業に係る経常収益
	公益に係るその他の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益目的保有財産売却収入 (簿価+売却利益)
公益目的保有財産取得支出	公益に係る特定費用準備資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益に係る特定費用準備資金積立て額 (所要資金額-前期末資金残高) / 積立期間残存年数 を限度)	公益資産取得資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益資産取得資金積立て額 (所要資金額-前期末資金残高) / 積立期間残存年数 を限度)	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の100%を上限)



- 毎事業年度の事業の実施状況や計画に応じて、50%、50%超いずれかを選択可能です。
- ただし、収益事業等の利益の 50%超を公益目的事業財産に繰り入れた場合には、繰り入れた事業年度末の貸借対照表では、公益目的事業と収益事業等とに区分経理(認定法 § 19)を行わなければなりません。一旦 50%超の繰入れを行った場合には、その後の繰入れが 50%に留まった時にでも、継続性の観点から区分経理を維持していただくことが適当です。





《参考》 収支予算書内訳表からの転記の方法（収支相償の計算）

収支予算書内訳表

平成X年4月1日から平成X+1年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人 会計	内部取 引消去	合計
	××	共通	小計		共通	小計			
一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
事業収益									
.....									
.....									
経常収益計									
(2) 経常費用									
事業費									
給料手当									
退職給付費用									
減価償却費									
.....									
管理費									
役員報酬									
給料手当									
退職給付費用									
減価償却費									
.....									
経常費用計									
評価損益等調整前当期経常増減額									
投資有価証券評価損益等									
当期経常増減額									
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
.....									
(2) 経常外費用									
.....									
指定正味財産増減の部									
.....									
正味財産期末残高									

この欄の数字を  
別表 A(1) の 2 欄に記載

この欄の数字を  
別表 A(1) の 8 欄に記載

この欄の数字と  
別表 A(1) の 9 欄は  
原則一致

この欄の数字を  
別表 A(1) の 3 欄に記載



次ページの、別表 A(2) についても同様に数値を転記してください。

別表A(2) 収支相償の計算（収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合）



別表 A(1)（収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合）を作成する場合は、作成不要です。



このページでは、別表 A(2) にのみ関係する事項を解説しています。その他の事項については、別表 A(1) の解説を参照してください。

事業年度	自	年	月	日	法人名
事業年度	自	年	月	日	法人名

【別表A(2) 収支相償の計算(収益事業等の利益額を50%を超えて繰り入れる場合)  
(公益法人認定法第9条第9号に定められた取扱いについて記載します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を対照します。

事業年度	経常収益計	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の剰余(14欄-3欄+4欄-5欄)
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

第二段階7欄～

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償利益)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用を対照します。

	収入	費用
第一段階の剰余(14欄)の金額が0以下となった事業における経常収益計と経常費用計(2欄-3欄)	円	円
特定事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	円	円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)	円	円
公益目的保有財産に係る減価償却費(経常費用計の控除対象、「費用」欄)に記入してください。	円	円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する(9欄)の(前期に積立てた額)「費用」欄に記入してください(前期に積立てた額)「収入」欄に記入してください。	円	円
公益目的保有財産に関する(10欄)の(前期に積立てた額)「費用」欄に記入してください(前期に積立てた額)「収入」欄に記入してください。	円	円
公益目的保有財産に関する(11欄)の(前期に積立てた額)「費用」欄に記入してください(前期に積立てた額)「収入」欄に記入してください。	円	円
収益事業から生じた利益の繰入額	円	円
収益事業から生じた利益の繰入額	円	円
その他事業(相互扶助事業)から生じた利益の繰入額	円	円
合計(14欄+15欄の合計)	円	円

**e) その他事業から生じた利益の繰入額**

同様にその他事業の利益から、法人会計の管理費のうちその他事業に按分される額を控除した額を記載します。

の例では「その他事業の利益額」はありませんので、15欄は0となります。

**a) その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額**

50%超の場合、上限額があります。別表 C(5) で計算しますが、(各資金の積立限度額-前期末の当該資金の残高) / 目的支出予定時までの残存年数で算出します。11欄、12欄も同様です。

**b) 公益目的保有財産に係る減価償却費**

12欄、13欄で資産取得等を費用として算入することから、減価償却費を費用から控除することで二重計上を排除します。

**c) 公益目的保有財産に係る当期収支**

収支予算書の対象事業年度中に公益目的保有財産を取得又は売却する予定があれば記載してください。

**d) 収益事業から生じた利益の繰入額**

14欄と15欄の合計額は、費用16欄から収入9欄と13欄の計を差し引いた額を限度とします。また、収益事業等の利益の100%が繰入額の上限となります。当欄は、収益事業の利益から、法人会計の管理費のうち収益事業に按分される額を控除した額を、上記限度額の範囲内で記載します。管理費の按分方法は合理的な基準であればよく、下記の例では会計上の事業費の比率で按分しています。

(計算例)  
 収益事業に按分される管理費 20 =  
 管理費 100 × 収益事業費 200 / (公益事業費 700 + 収益事業費 200 + 共益事業費 100)

	収益事業	その他事業
当期経常増減額	100	△ 10
按分される管理費	△ 20	△ 10
利益額	80	△ 20

この例で利益額の100%を繰り入れる場合、「収益事業から生じた利益の繰入額」には、80を記載することとなります。